実務経験証明書について（試験合格者）

１．実務経験の「対象となる」工事

（１）一般用電気工作物の電気工事

第二種電気工事士免状取得後に，一般用電気工作物の電気工事に従事した期間

【第二種電気工事士免状の写しの提出が必要です】

（２）契約電力５００ｋW以上の自家用電気工作物の電気工事

電気主任技術者のもとで，**契約電力５００ｋW以上の自家用電気工作物**の電気工事に従事した期間

【軽微な工事（下記２）を除く】

（３）契約電力５００ｋW未満の自家用電気工作物における簡易電気工事

経済産業局長が交付する認定電気工事従事者資格**認定証取得後**，契約電力５００ｋW未満の自家用電気工作物のうち，電圧６００Ｖ以下の部分の簡易電気工事に従事した期間

【認定電気工事従事者資格認定証の写しの提出が必要です】

（４）その他対象となる工事等

勤　務　先	対　象　実　務
家電販売業者	自社で販売した家電製品の設置に係る一般用電気工作物の低圧屋内配線工事 【第二種電気工事士免状の写しの提出が必要です】
第二種電気工事士養成校	教員として電気工事の実習担当
ビルメンテナンス会社	自家用電気工作物の**需要設備の工事** 【　上記（１）～（３）の区分により，免状等が必要な場合があります。】 **※維持管理のみは，実務経験にはなりません。**
電力会社，委託会社等	事業用電気工作物の工事

以上いずれかの業務で，**次の２に該当しないものが，実務経験**となります。

２.「対象とならない」工事

１　軽微な工事（施行令第１条）

（１）電圧６００ボルト以下で使用する差込接続器，ねじ込み接続器，ソケット，ローゼットその他の接続器又は電圧６００ボルト以下で使用するナイフスイッチ，カットアウトスイッチ，スナップスイッチその他の開閉器にコード又はキャブタイヤケーブルを接続する工事

（２）電圧６００ボルト以下で使用する電気機器（配線器具を除く。以下同じ。）又は電圧６００ボルト以下で使用する蓄電池の端子に電線（コード又はキャブタイヤケーブル及びケーブルを含む。以下同じ。）をねじ止めする工事

（３）電圧６００ボルト以下で使用する電力量計若しくは電流制限器又はヒューズを取り付け，又は取り外す工事

（４）電鈴，インターホン，火災感知器，豆電球その他これらに類する施設に使用する小型変圧器（二次電圧が３６ボルト以下に限る。）の二次側の配線工事

（５）電線を指示する柱，腕木その他これらに類する工作物を設置し，又は，変更する工事

（６）地中電線用の暗渠又は管を設置し，又は兼行する工事

２　特殊電気工事（施行規則第２条の２，２条の３）

（１）ネオン用として設置される分電盤，主開閉器（電源側の電線との接続部分を除く。），タイムスイッチ，点滅器，ネオン変圧器，ネオン管及びこれらの付属設備に係る電気工事（以下「ネオン工事」という。）

（２）非常用予備発電機として設置される原動機，発電機，配電盤（他の需要設備との間の電線との接続部分を除く。）及びこれらの付属設備に係る電気工事（以下「非常用予備発電装置工事」という。）

３　その他

（１）電圧５万ボルト以上で使用する架空電線路に係る工事
（２）保安通信設備に係る工事
（３）自ら施工しない工事に伴う設計及び検査並びに監督業務
（４）キュービクル，変圧器等の据付けに伴う土木工事及び電気機器の製造

３．実務経験証明書の証明者について

１　実務経験として認められる工事を施工した当時に雇用されていた**事業所の代表権を有する者**（以下「証明者」という。）の証明が必要です。

ただし，営業所長，支店長等に実務経験の証明行為が委任され，委任状の提出がある場合は，その者の証明でも可。

なお，２社以上にまたがって経験年数を満たす場合は，それぞれの証明者の証明が必要です。

２　証明者印は，個人の場合は丸印（認印可），**法人の場合は登記印（実印）**を押印すること。

※ご希望の方には，実務経験証明書の事前相談をＦＡＸ等にて行います。

問合先

社団法人　日本電気協会　東北電気協会

〒980-0021　仙台市青葉区中央２－９－１０　　セントレ東北ビル　８Ｆ

℡022-222-5577　　Ｆａｘ０２２－２２５－６００６

※認定申請の実務経験証明につきましては，宮城県総務部消防課産業保安班（県庁５階）にお問合せ下さい。

〒980-8570　仙台市青葉区本町３－８－１

℡022-211-2378　　Ｆａｘ022-211-2398

以上

（参　考）

＜電気事業法における電気工作物の分類について＞

電気工作物

事業用電気工作物

電気事業の用に供する電気工作物（一般用電気工作物以外の電気工作物）

（例）電気事業者の発電所・変電所・送配電線路等

自家用電気工作物

事業用電気工作物の内，電気事業の用に供する電気工作物以外のもの

（例）工場当の発電所・変電所・送配電線路，工場・ビル等の６００Ｖを超えて受電する需要設備

一般用電気工作物

電圧６００Ｖ以下で受電する場所の配線・電気使用設備

（例）一般家庭・小規模店舗等の屋内配線

＜電気工事士等の資格区分と電気工事の範囲＞

電気主任技術者の保安監督が必要

電気事業用電気工作物

自家用電気工作物

（発電所，変電所，送電線路，保安通信設備，５００ｋW以上の需要設備）

自家用電気工作物

（５００ｋW未満の需要設備）

簡易電気工事

（電圧６００Ｖ以下で使用する電気工作物の工事）

特殊電気工事

（ネオン関係工事，非常用予備発電装置工事）

一般用電気工作物

第一種電気工事士

認定電気工事従事者

（経済産業大臣の認定）

特殊電気工事資格者

（経済産業大臣の認定）

第二種電気工事士

◎宮城県収入証紙販売所

・七十七銀行，仙台銀行の本支店
・宮城県内の信用金庫
・宮城県庁，宮城県合同庁舎の売店等

※ご希望の方には，実務経験証明書の事前相談をＦＡＸ等にて行います。

問合先
社団法人　日本電気協会　東北電気協会
〒980-0021　仙台市青葉区中央２－９－１０　　セントレ東北ビル　８Ｆ
℡022-222-5577　　Ｆａｘ０２２－２２５－６００６

※認定申請の実務経験証明につきましては，宮城県総務部消防課産業保安班（県庁５階）にお問合せ下さい。

〒980-8570　仙台市青葉区本町３－８－１
℡022-211-2378　　Ｆａｘ022-211-2398